

(委任)

第 51 条 この条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、管理者が定める。

(罰則)

第 52 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 29 条の規定に違反して指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者
- (2) 第 30 条の規定に違反した者
- (3) 第 32 条又は第 33 条の規定に違反した者
- (4) 第 43 条第 2 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

【解釈及び運用】

- 1 本条第 1 号から第 3 号までは、第 29 条（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準）の規定に違反して指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者、第 30 条（指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）、第 32 条（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）又は第 33 条（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）の規定に違反した者に対する罰則を規定している。
- 2 本条第 4 号は、第 43 条第 1 項の規定による計画が、当該催しを主催する者による火災予防の基礎となるものであることから、同条第 2 項の規定に違反して当該計画の届出をしなかった者に対する罰則を規定している。

第 53 条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、第 52 条に規定する行為者のほかに、法人又は使用主に対する両罰規定を定めたものである。
- 2 行政目的を達成するためには行為者のほか、必要限度内において違反者の範囲を拡張することが認められるべきであり、また、現行行政法規はこのような両罰規定を設けて行政目的の実現を担保しているところである。
したがって、本条においても法人又は人の代理人、使用人、その他の従業員の違反行為について、業務主たる法人又は人を処罰する規定を設けている。
- 3 「人の代理人」には、委任による代理人のみならず、法定代理人も含まれる。